



# 島根県報

平成26年5月2日(金)

号外第77号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

救急病院の名称の変更	(医 療 政 策 課)	2
島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱の一部改正	(産 業 振 興 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定によりIT人材確保促進支援補助金の交付の対象等を定める告示	(       "       )	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更	(道 路 維 持 課)	5

### 【正 誤】

平成25年10月25日付け島根県報第2,541号中	(道 路 維 持 課)	5
---------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第304号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として認定した次の医療機関について、名称の変更の申出があったので告示する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
玉造厚生年金病院	玉造病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成26年4月1日

**島根県告示第305号**

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱（平成17年島根県告示第646号）の一部を次のように改正する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号に次のように加える。

ウ ア又はイについての事業化に向けた市場調査又は可能性試験を行う事業

第4条中「1件当たり、資源循環型技術開発等事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の2以内で、かつ、100万円以上1,000万円以下の額」を「別表に掲げるとおり」に改める。

第5条第2項中「100分の25」を「地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率」に改める。

第6条第2号中「補助事業者」の次に「（研究開発枠により補助を受けた事業者に限る。）」を加える。

別表を次のように改める。

**別表（第3条・第4条関係）**

	経費区分	内容	補助金額
研究開発枠	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で、かつ、100万円以上1,000万円以下の額
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	機械装置及び工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	外注加工費	外注加工に要する経費	
	技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費	
	委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費	
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。）	
F S （可能性試験研究） 枠	技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費	補助対象経費の3分の2以内で、かつ、200万円以下の額
	委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費	
	謝金及び旅費	市場調査又は情報収集に係る専門家への謝金又は旅費、市場調査又は情報収集に係る職員の旅費	
	研究会経費	研究会開催に係る経費	
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。）	

「1 補助事業の目的及び内容

別紙1 補助事業計画書及び別紙2 補助企業に係る内容説明書のとおり

## 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

様式第1号中 補助事業に要する経費 円 を  
補助金交付申請額 円

## 3 補助事業完了予定期日

年 月 日 』

「1 補助事業の区分 研究開発枠／F S（可能性試験研究）枠

## 2 補助事業の目的及び内容

別紙1 補助事業計画書及び別紙2 補助企業に係る内容説明書のとおり

## 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額 に改める。

補助事業に要する経費 円  
補助金交付申請額 円

## 4 補助事業完了予定期日

年 月 日 』

様式第1号別紙2の2(5)イを次のように改める。

## イ 資金支出内訳

## (7) 資金支出内訳（研究開発枠）

経費区分	(注2) 種別	(注3) 仕様	(注4) 単位	数量	単価 単価 (円)	(注5) 研究開発に 要する全経費 (円)	(注6) 補助事業に 要する経費 (円)	(注7) 補助金交付 申請額 (円)	備考
原材料費	計								
(注8) 構築物費	計								
(注8) 機械装置及び 工具器具費	計								
外注加工費	計								
(注9) 技術指導 受入れ費	計								

委 託 費	計								
そ の 他	計								
	合 計					(注1)			

## (4) 資金支出内訳 (F S 枠)

経費区分	(注2) 種 別	(注3) 仕 様	(注4) 単 位	数 量	単 価 (円)	(注5) 研究開発に 要する全経費 (円)	(注6) 補助事業に 要する経費 (円)	(注7) 補助金交付 申 請 額 (円)	備 考
(注9) 技 術 指 導 受 入 れ 費	計								
委 託 費	計								
謝金及び旅費	計								
研究会経費	計								
そ の 他	計								
	合 計					(注1)			

様式第10号中「5パーセント」を「消費税率及び地方消費税率」に改める。

## 附 則

この告示は、平成26年5月2日から施行する。

## 島根県告示第306号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、IT人材確保促進支援補助金の交付の対象等を次のとおり定める。

平成26年5月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

IT人材確保促進支援補助金

## 2 交付の目的

県内に事業所を有しソフトウェア開発を業とする企業による即戦力となる県外に居住するIT人材（ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者をいう。以下同じ。）の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図る

ことを目的とする。

### 3 交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
即戦力となる県外に居住するIT人材を確保するため、特定職業紹介事業者が人材紹介を依頼するソフトウェア開発を業とする企業（県内に本社、支社又は営業所を有する者に限る。）	特定職業紹介事業者が提供するインターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用に係る経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業につき200万円以下

注1 他の補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としない。

2 特定職業紹介事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

(2) インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組合せを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行っている者

(3) (2)の業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

3 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

### 島根県告示第307号

電線共同溝を整備すべき道路の指定区間を次のとおり変更したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定により告示する。

平成26年 5 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	変更前後の別	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
一般国道	432号	前	松江市大庭町135番2地先から同市古志原五丁目4番1地先まで	上り線	平成26年 5月2日
			松江市大庭町135番2地先から同市古志原六丁目978番5地先まで	下り線	
		後	松江市大庭町80番10地先から同市古志原五丁目4番1地先まで	上り線	
			松江市大庭町80番8地先から同市古志原六丁目978番5地先まで	下り線	

**正**

**誤**

平成25年10月25日付け島根県報第2,541号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第701号の表中	国 道	一 般 国 道